

この資料は、衆議院議員であり、現行憲法制定時の憲法改正特別小委員の一人であった鈴木義男氏が、参議院内閣委員会において公述した速記録です。鈴木氏は、憲法制定に直接関与した経験から、この憲法について語る資格があると述べて後述を始めています。

(原資料をデジタル化した資料はコチラから貸出できます)

1. この冊子の短い要約

鈴木義男氏は、現行憲法が「押しつけられた」ものではなく、当時の日本側が提示したどの草案よりも優れた、「与えられた憲法」であると主張しています。憲法制定の過程で、彼は多くの修正案を提案し、その多くが採択されました。主な修正点には、主権の国民への明記、最高裁判所長官の天皇による任命、基本的人権（生存権、公務員の賠償責任など）の拡充、勤労や納税の義務の明記などがあります。一方で、「搾取と窮乏」の明記や天皇の国事行為の削減といった彼の提案の一部は、当時の自由党や進歩党の反対により見送られました。

鈴木氏は、憲法制定当時の国民が、天皇の権力からの分離、戦争放棄、軍隊の廃止といった新憲法の内容を「非常に歓呼喝采」して迎えたと回顧しています。現在の憲法改正については、技術的な修正点は数点あるものの、「一刻を争うような問題ではない」とし、拙速な改正に反対しています。彼は、改正論者の真の目的が天皇制や第九条、家族制度の「ある意味の復活」にあると見ており、それらを隠すための「抱き合せ改正」の動きに強く警鐘を鳴らしています。

2. 憲法制定過程に対する見解と鈴木義男が果たした役割

鈴木義男氏は、終戦直後に民間の憲法研究団体である憲法研究会に参加し、日本の新たな憲法について研究し、草案も作成しました。その後、第90議会の議員として憲法改正特別委員となり、さらに14人の特別小委員の一員として、現行憲法の制定と修正に直接関与しました。

彼の憲法制定過程に対する見解と果たした役割は以下の通りです。

- (1) 「押しつけられた憲法」論への反論: 鈴木氏は、現行憲法が「占領中に押しつけられた憲法」であるという見方に対し、自身は「押しつけられたとは思わない」と明確に述べています。彼は、GHQが提示した案が、日本側が作成した松本案、自由党案、進歩党案、社会党案など、どの草案よりも「はるかに良い案」であったため、これを「与えられた憲法、日本に示して作らせられた憲法」

と表現するのが適切だと考えています。また、憲法制定作業は「極めて自由な気分で、朗らかな気分で」行ったと述べています。GHQの人々は、「日本のある部分の人々の頭よりは、進歩的であり、民主的であった」と評価しています。

(2) **修正への積極的な参加:** 小委員として、鈴木氏は多くの修正を提案し、そのほとんどが受け入れられたと述べています。

- ① **主権の国民への明記:** 原案には「主権」という言葉がなかったため、彼はまず本会議で質問し、その結果、前文および第1条に「主権が国民に存すること」を明確に宣言する文言が追加されました。
- ② **三権分立の強化:** 第6条において、内閣総理大臣だけでなく最高裁判所長官も天皇によって任命されるよう修正を提案し、これが採択されました。これは、総理大臣と最高裁判所長官が対等な地位にあるべきという三権分立の観点に基づくものでした。
- ③ **第9条の平和主義の強化:** 第9条に「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、」という言葉と、第一項と第二項をつなぐ「前項の目的を達するため、」という接続詞の追加を提案し、受け入れられました。これは、高い理想を掲げて戦争放棄と軍隊不保持を明確にするためでした。
- ④ **基本的人権の拡充:**
 - 第10条に日本国民の要件を法律で定める旨の規定を追加しました。
 - 第17条に公務員の不法行為に対する損害賠償請求権を規定。これは、鈴木氏の長年の訴訟経験から、官尊民卑の日本では憲法に規定することが不可欠だと考えたためです。
 - 第25条第1項に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」との生存権規定を追加。これは、ドイツ憲法の「人間に値する生活」という規定に触発され、当時の社会党の森戸辰男氏と協議して実現したものです。第2項には、国が社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上・増進に努めるべき立法指針も規定されました。
 - 第27条に「勤労の義務」と「休息」の権利に関する文言を追加。
 - 第30条に「納税の義務」を規定。
 - 第40条に刑事補償請求権を規定。
- ⑤ **皇室財産の整理と華族制度の廃止:** 第88条で皇室の世襲財産を排し、国会で議決された歳費で生活を立てる形に落ち着かせました。また、一代限りの華族制度も即刻廃止へと修正されました。

- (3) 受け入れられなかつた提案: 鈴木氏が提案したものの、当時の自由党や進歩党の反対により受け入れられなかつた重要な提案もいくつかありました。
- ① 前文に「搾取と窮乏」という言葉を追加する提案。
 - ② 天皇の章の前に「国権は国民から発する」という条文を持つ「国権」章を新設する提案。
 - ③ 天皇の国事行為の一部(国会の召集、衆議院の解散など)を内閣の事務に移す提案。
 - ④ 才能ある資力のない青年の高等教育費を国費で負担する規定の追加提案。
 - ⑤ 財産権の保障に「経済生活の秩序と公共の福祉を増進する」目的を付し、必要に応じて国会決議により無償で私有財産を公共利用できる規定や、重要産業の国有化・国家管理の可能性に関する規定を追加する提案。
 - ⑥ 憲法改正の公布を天皇ではなく内閣が行うという提案。
- (4) 制定時の国民感情: 鈴木氏は、終戦後の日本は「民主革命」をなし遂げたと考え、ポツダム宣言受諾は封建制度と軍国主義を打破し、新しい民主的日本を建設する義務を負ったものだと捉えています。当時の国民は、明治憲法下の抑圧から解放され、新憲法、特に天皇の権力からの分離、戦争放棄、軍隊の廃止を「非常に歓呼喝采」して迎えたと強調しています。

3. 当時の憲法改正論者への反論

鈴木義男氏は、当時の憲法改正論者の主張に対し、以下の点で反論を展開しています。

- (1) 改正の必要性・緊急性への疑問: 鈴木氏は、現行憲法には技術的に改正した方が良い箇所が 2、3 点あることは認めつつも、それは「一刻を争うような問題ではない。今のままでやつていける」と述べています。憲法制定からまだ 9 年しか経っておらず、「今十年もゆつくり世界の形勢を見て、どうしても小国といえども軍隊を持たなければ安全が保てない」という見通しがついたときに考えても遅くない」と主張しています。
- (2) 改正論者の真の目的への警戒: 鈴木氏は、改定論者の本当の目的は、天皇制の「ある意味の復活」、第九条の「大改定」、家族制度の「ある意味の復活」にあると見ています。彼らは、これらの主要な狙いを隠すために多くの項目を並べ、焦点を多岐にわたらせる「抱き合せ改定」のやり方を企図しており、これに対しては「最も警戒を要し、全面的に反対せざるを得ない」と強く訴えています。

ます。彼は、選挙制度調査会が小選挙区制度導入の結論を出すために利用され、政府の都合の良い区割り案が抱き合いで提案された例を挙げ、同様の策略が憲法改正で用いられることを懸念しています。

(3) **改正時期の不適切性:** 鈴木氏は、当時のGHQが占領当初、「日本の実情に沿わない点があるならば再検討をしてもよろしい」と伝えていたにもかかわらず、当時の国会や政府は「この憲法で満足である」と回答し、改正の必要性を感じていなかつたと指摘しています。彼はまた、明治憲法のような「古い時代の観念が頭にこびりついておる」「年配の人が、これに手をつけるべきではない」と主張します。むしろ、新しい憲法で育った若い世代が「独立の新しい頭で批判したところで改正しようというならやらせていい」と考えています。

(4) **主要な改正論点への具体的な反論:**

- ① **第九条(軍隊の保有):** 広瀬議員の問い合わせに対し、鈴木氏は日本が領土的に侵略されるとは考えられず、軍備に使う費用は社会保障に回すべきだと回答しています。世界情勢が平和に向かっている今、急いで再軍備する必要はないとしています。ただし、内乱への備えとして警察予備隊程度の自衛力は必要であるとは述べています。
- ② **天皇の元首化:** 天皇を元首とすべきという主張は、「言葉だけの取り換え」に過ぎず、単に「昔の制度に対する郷愁」であると反論しています。象徴としての天皇で十分であり、諸外国の公使が天皇に拝謁し、天皇が公使を認証して外国に派遣している現状を挙げ、何が足りないのかと問いかけています。
- ③ **家族制度の復活:** 家族制度の保護を憲法に規定すること自体には反対しないものの、それは「戸主の制度を持ってこよう。あるいは相続についての均分相続をやめようという下心が、法衣の陰によろいがほの見えておる」と懸念を表明しています。
- ④ **義務の規定:** 憲法は本来、国民の権利を国家に保障するものであり、国家が国民に義務を命じる規定は「邪道」と強く主張しています。納税や勤労の義務は、憲法に規定しなくとも法律で定めることで十分機能すると考えています。親孝行の義務などを憲法に規定することは「ナンセンスだ」と断じています。
- ⑤ **平和主義(他力本願批判への反論):** 広瀬議員が日本国憲法の平和主義を「他力本願」と批判した点については、「一部はもっとだ、よくわかる」と理解を示しつつも、当時の日本国民は軍隊を持つべきではないという考え方で一致していたと述べています。

(5) **小委員会の速記録の公開:** 鈴木氏は、憲法改正小委員会の速記録がまだ非公開であることに言及し、いずれ「遠からざる将来に公聞される」ことで、自身の証言が裏付けられるだろうと述べています。かつて芦田委員長も公開を望み、鈴木氏も社会党の同意を得て賛成しましたが、未だ実現していません。

(注:憲法改正小委員会の速記録は1995年に公開された)

憲法制定過程は、まるで災害で崩壊した古い家(明治憲法下の日本)の後に、新しい、より住みやすい家(日本国憲法)を建てるようなものでした。GHQは「より良い設計図」を提供し、鈴木氏らはその設計図を基に、日本の実情に合わせた改良を加えながら建設を進めたと言えるでしょう。しかし、一部の人々が「昔の家の方が良かつた」と、新しい家に古い家の特徴を再び取り入れようとする動き(憲法改正論)に対し、鈴木氏は「この新しい家はまだ住み始めたばかりで、その住み心地を十分に確かめてからでも、子どもたち(新しい世代)の意見を聞いてからでも、遅くはない」と訴えているかのようです。